

仕 様 書

1 設置場所

広島市立舟入市民病院（広島市中区舟入幸町14番11号）

2 機器及び設置台数（病床数156床）

区分	機器及び設置台数							
	床頭台	テレビ	冷蔵庫	ランドリースystem	課金機		カート販売機	カート精算機
					テレビ・冷蔵庫用	ランドリースystem用		
設置台数	156台	156台	156台	6セット	156台	6台	3台	1台

区分	機器及び設置台数						
	付帯販売機	マスク販売機		木製ロッカー		両替機	院内放送設備
		大人用	小児用	個室用	一般床用		
設置台数	3台	2台	2台	42台	114台	1台	1式

3 機器の仕様

(1) 床頭台

- ア 木製オリジナル製品とすること。
- イ 寸法
幅500×奥行500×高さ1,600mm程度
- ウ ペダルを踏むとロックが掛かるストッパー付きのキャスターを有すること。
- エ 冷蔵庫一体型の床頭台とすること。
- オ 容量及び操作性を考慮したセーフティボックスを設置し、マスターキーを病院に提供すること。
- カ 一般床では左右どちらかに木製ロッカーを設置するため、その支障にならないよう造作等を考慮すること。

(2) テレビ

- ア 19インチの液晶テレビとすること。
- イ 地上デジタル放送及び衛星デジタル放送のチューナーを内蔵していること。
- ウ テレビの幅は、床頭台の幅以下とすること。
- エ ワイヤレスリモコン付きとすること。
- オ イヤホンジャック付きとすること。
- カ 個室以外に設置するテレビは、スピーカーから音が出ないようにすること。
- キ 床頭台に設置するテレビは、前後の移動及び上下左右の角度調整が可能なこと。

(3) 冷蔵庫

- ア 床頭台に内蔵すること。
- イ 容量は20L程度とすること。なお、500mLのペットボトルが縦置き収納できること。
- ウ 静音及び低振動設計で、ペルチェ式とすること。

(4) ランドリーシステム

- ア 洗濯機の上に架台を取り付けて、乾燥機を設置すること。
 - イ 洗濯機は全自動式、ステンレス槽及び4.5kg以上の洗濯容量とすること。
 - ウ 乾燥機は全自動式、ステンレスドラム及び4.5kg以上の乾燥容量とすること。
- (注 COVID-19患者の衣類についても使用することがある。)

(5) 課金機

- ア プリペイドカード減算方式とすること。
- イ プリペイドカードの残度数が表示できること。テレビ・冷蔵庫用の課金機については、残時間も表示できること。
- ウ 課金機は、操作が容易なものとする。

(6) カード販売機

- ア テレビ、冷蔵庫及びランドリーシステムの共通プリペイドカードとする。
- イ 広島市立舟入市民病院（以下、「当院」という。）の指定する場所に設置すること。

(7) カード精算機

- ア 精算単位は10円とすること。
- イ 払い戻し手数料は無料とする。

(8) イヤホン販売機

- ア 電源不要の手動式イヤホン販売機を導入すること。
- イ 投入硬貨は100円硬貨のみとする。

(9) マスク販売機

- ア 電源不要の手動式マスク販売機を導入すること。
- イ 投入硬貨は100円硬貨のみとする。

(10) 木製ロッカー

- ア 木製オリジナル製品とすること。
- イ 寸法
 - (ア) 個室用 幅500×奥行500×高さ1,700mm程度
 - (イ) 一般床用 幅300×奥行500×高さ900mm程度

※高さは床頭台の天板と同等とし、床頭台の左右どちらでも設置できるようにすること。また、転倒防止の措置を講じること。

- ウ 操作が安易なストッパー付きのキャスターを有すること。

(11) 両替機

- 一万円札を千円札に両替できること。

4 アンテナ等周辺設備の設置

次の周辺設備を設置すること。

(1) テレビ

- ア 院内放送設備（メディアプレーヤー・キャビネット・コントローラー・変調器等一式、配線・接続工事を含む。）を設置すること。

イ アンテナ等配線工事を施工すること。

(2) ランドリーシステム

配線・接続工事及び架台固定工事を施工すること。

5 放送システム

(1) 一般放送

地上デジタル放送及び衛星デジタル放送（NHK含む。）が視聴できること。

(2) 院内放送等

ア 病院案内ビデオを作製し、無料で放送すること。

イ 病院で開催する催事の際に、音響設備を配置すること。また、催事の模様を無料で同時中継放送すること。

ウ 病院が放送を要請かつ提供したDVD等映像データは、無料で放映すること。

6 保険

機器の盗難・火災・破損等の事故に対する動産保険に加入すること。

7 利用料金

各機器の利用料金は次のとおりとし、全額設置業者の売上金とする。

なお、契約期間中において、消費税及び地方消費税の改定があった場合は、別途協議により利用料金を決定することができるものとする。

- (1) テレビ 1時間当たり40円以下
- (2) 冷蔵庫 24時間当たり100円以下
- (3) 洗濯機 1工程（洗い・すすぎ・脱水）当たり100円以下
- (4) 乾燥機 1回（30分）当たり100円以下
- (5) イヤホン販売機 1個当たり200円以下
- (6) マスク販売機 1枚当たり100円以下

8 管理経費の納付

収益金額に下表の率を乗じて得た額の管理経費を広島市立病院機構に納付すること。

テレビ・冷蔵庫・ イヤホン販売機・マスク販売機	ランドリーシステム	
	洗濯機	乾燥機
10%以上	90%以上	20%以上

9 メンテナンス体制

- (1) メンテナンスの拠点（支店又は営業所等）が市内にあること。
- (2) 緊急連絡網を整備し、病院に報告すること。
- (3) 年中無休のメンテナンス体制を整えること。
- (4) メンテナンスに係る経費を負担すること。

- (5) 機器故障時等に備えて、適切な数量の予備を確保し、故障時等には迅速に予備の機器と交換すること。
- (6) 設置運営事業者が設置した機器等は、常に正常かつ清潔な状態に保つこと。
- (7) 患者が退院した際には、その都度テレビ等レンタルシステム（ランドリースystem、カード販売機、カード精算機、イヤホン販売機、マスク販売機及び両替機を除く。）の清掃を実施すること。
- (8) 感染症患者が使用した機器の清掃については、病院職員と協議の上実施すること。

10 諸経費の負担

設置業者は、次の費用を負担すること。

- (1) 機器及び周辺設備の設置に係る費用
- (2) 機器及び周辺設備の運営に係る費用（ただし、電気料金及び水道料金は除く。）
- (3) 機器及び周辺設備の修繕に係る費用（ただし、利用者の明らかな不注意、若しくは故意によって発生した修繕を除く。）
- (4) 動産保険料及び機器に係る公課
- (5) レンタルテレビに係るNHK受信料（地上契約・衛星契約）
- (6) 5(2)に係る費用
- (7) 契約期間の満了または契約の解除等による機器及び設備等の撤去に係る費用

11 その他

- (1) 毎年度、地方独立行政法人広島市立病院機構固定資産貸付要領第5条に定める「固定資産貸付申請書」を提出すること。なお、電気料金及び水道料金並びに固定資産貸付料については地方独立行政法人広島市立病院機構固定資産貸付要領第8条第1項第2号及び第10条第3項の規定を適用し、別途徴収はしない。
- (2) 契約期間中、病院の都合により機器の配置数及び配置場所等を変更する場合には、当院との協議に応じること。
- (3) 設置に当たっては、旧設置運営業者と協力し合いながら、円滑な新旧機器の入替に努めること。
- (4) 契約期間の満了若しくは契約の解除により機器及び周辺設備を撤去する際、カード精算機については、契約終了後も当院の指定する期間は設置すること。